

## 第 221 回統計委員会・第 45 回企画部会（合同開催）議事録

1 日 時 令和 7 年 9 月 29 日（月） 9:33～11:43

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

### 【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、  
菅 幹雄、富田 敬子、櫻 浩一、福田 慎一、松村 圭一

### 【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘、宮川 幸三、中川 郁夫

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、  
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、  
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）  
農林水産省大臣官房統計部長、  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長  
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官  
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 質問第196号の答申「作物統計調査の変更について」
- (2) 質問第197号の答申「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 令和 8 年度における統計リソースの要求状況について
- (5) 令和 6 年度統計法施行状況に関する審議について
- (6) 賃金構造基本統計調査の今後の課題への対応状況等について
- (7) 短観の調査項目見直し方針について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻を少し過ぎておりますが、ただ今から第 221 回統計委員会並びに第 45 回企画部会を合同で開催いたします。

本日の議事は、配布されております議事次第のとおりです。答申、部会報告などを予定

しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略とさせていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願ひいたします。また、御質問される方、それから御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、お願ひいたします。スムーズな委員会運営に向けて、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○椿委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第196号「作物統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会部会長の櫨先生から御説明、よろしくお願ひ申し上げます。

○櫨委員 櫨です。

それでは、作物統計調査の変更に関する答申案について報告いたします。

本件につきましては、7月の統計委員会で諮問された後、8月4日から9月10日までの約1か月間という短期間に4回の部会を行い、集中して審議を行いました。

最初に、大変お忙しい中、御予定を調整して部会に参加してくださった委員、臨時委員の皆様の御配慮と御尽力に心から感謝を申し上げる次第です。

第2回目までの部会の審議状況につきましては、先月の統計委員会で詳細に御報告しているところであり、その部分については既に御説明した方向で答申案を取りまとめております。そのため、この場では、3回目と4回目の部会審議の結果を受けた部分を中心に答申案の御報告をいたします。

それでは、お手元の資料1-1を御覧ください。

答申案冒頭の(1)承認の適否は、今回の申請に対する全体評価の部分となりますので、個々の変更事項について記載している(2)理由等の部分について御説明した後、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、(2)理由等の部分について、この場では作況指数の集計の取りやめ、それから主食用の収穫量を集計する際の基準の見直しの2点について重点的に御報告をいたします。

最初に、作況指数の集計の取りやめについてです。

農林水産省は、毎年、その年における水稻の単位面積当たりの稔り具合について、図表1の計算式により集計し、「作況指数」として公表しております。今回の申請では、この作況指数の集計を今年から取りやめることが計画されております。また、作況指数の取りやめに替わる新たな指数は作成せず、単収に係る経年比較については前年産との比較のみとすることも予定されております。

農林水産省がこのような変更を行おうとする理由につきましては、2ページのbに記載しておりますが、この説明を受けまして審議を重ねた部会の判断はcの部分となります。結論といたしましては、令和2年頃以降の気温が過去のトレンドから大きく外れており、作況指数の分母である「平年单収」が適切なものではなくなってきていること、それから

「平年単収」の作成プロセスが複雑であることといった観点から、長年集計されてきた指數ではありますが、その取りやめについて、やむを得ないものと考えました。

しかし、審議の過程では、作況指數に替わる新たな指數が提供されず、前年産との比較のみになることに対して、平均的に期待される単収との比較は、前年差との比較では必ずしも分からぬ、あるいは水稻が我が国において最も重要な作物であるという位置付けも考慮すべきだということなど、強い異論が示され、農林水産省に対して再考を求めておりました。

その結果、9月10日開催の最終回の部会におきまして、3ページ目のdの部分となります。農林水産省から、分子については、これまでどおり当年の単収とし、分母を過去5年のうち、最高と最低を除いた3か年の単収の平均値、いわゆる「5中3平均単収」とする新たな指數を集計するという提案がなされました。

農林水産省が「5中3平均単収」を分母とすることとした理由につきましては、①と②に記載したとおり、特殊事情のあった年のデータを除外して作成されるため、安定した平均的単収が期待できるとともに、水稻の単収の変動は他の作物よりも小さいことなどを踏まえたということで、部会としても、現時点においては容認できるものと考えております。

ただ、いかんせん、部会の意見を踏まえて急ぎ作成された案であり、これが将来に向けて最善であるかどうかについては、改めて確認する必要があると考えております。

以上から、結論としてはeの部分になりますが、新たな指數が集計・公表されることを前提として、作況指數の集計の取りやめを容認する一方で、新たな指數の妥当性の検証については、答申案の最後に記載する「今後の課題」に掲げることにしたいと考えております。

なお、新しい指數の名称については、農林水産省において慎重に検討したいということで、部会の審議に間に合いませんでした。そのため、お手元の答申案については記載できておりません。その後、名称案が決まったと聞いております。つきましては、本日、後ほど農林水産省から説明を受け、答申案とともに、この場で直接審議していただけたらと考えております。

以上が作況指數についてです。

次に、3ページ目の真ん中辺りからですが、(イ)「収穫量(主食用)」を集計する際の米の大きさに係る基準の見直しについてであります。

本調査では、現在、主食用の収穫量を集計する際の米の大きさについて、1.70ミリ以上という基準が用いられておりますが、今回の変更では、点線の囲みで記載しておりますとおり、主食用の収穫量について、今までの1.70ミリから、都道府県別に生産者が最も多く用いているふるい目幅に変更する。それから、これまでの1.70ミリ基準の集計も、集計項目名を変更して継続するなどの変更が計画されております。

次の4ページは、変更前後の比較を図表で示したものになります。

調査実施者から示された変更理由は5ページ目のbの部分になります。

そして、それに対する部会の全体的な判断としては、その下のcの部分で、おおむね適当としております。

理由は3つ掲げておりますが、まず、生産者における取扱いに即した集計が必要と考えられること。一方で、主食用に利用され得る米の総量を量るものとして、1.70ミリ基準の集計も継続されるということ。そして、前年産との比較データも追加され、情報の提供の充実が図られることを挙げております。

ただし、図表3にも集計項目の変更を示しておりますが、収穫量（主食用）という集計項目名を継続して使用しつつ、定義が変わるという当初案に対しては、部会でも利用者が誤解するのではないかとの懸念や意見が示されました。

これを受け、その後、調査実施者であります農林水産省から、生産者のふるい目幅による集計の項目について、当初の収穫量（主食用）から、図表3の右下に赤字で書いてありますが、収穫量（主食用（生産者ふるい上米））に修正したいという提案がありました。この提案につきましては、1.70ミリ基準の新たな名称である収穫量（主食用（生産者ふるい下米含む））と対になるものでもあり、集計内容を具体的に示すものであることから、適当と考えております。

なお、今回の変更は、本調査の重要な集計事項である収穫量の集計基準や集計の構成変更を伴うものであります。

そこで、eの部分になりますが、公表に当たっては、長期時系列の表において、集計項目名相互の接続関係が分かるように表章すること、それから集計の対象となる米の基準について、変更前後の相違を丁寧に説明するとともに、変更がなされた背景や効果についても併せて示すことを求めたいと考えております。

以上が主食用収穫量の集計基準の見直しについてです。

6ページ目から7ページ目にかけて記載した「くず米」の呼称変更、ブロックリーの集計充実、茶の母集団情報作成の効率化につきましては、前回の委員会でも報告しましたとおり、部会でも特段の異論はなく適当と整理しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で御説明した個々の変更事項の審議事項を踏まえた申請全体に対する評価は、答申案冒頭の承認の適否になりますが、農林水産省が部会の意見を受けて提案した①、②に掲げる事項、すなわち、現行の作況指標の代わりに新たな指標を集計・公表すること、そして生産者が用いるふるい目幅による主食用収穫量の集計項目名について変更すること、これらについて対応することを条件として、承認して差し支えないと考えております。

以上が今回の変更についての部会の判断となります、最後に審議の過程では、本調査の将来課題についても議論となりました。それが8ページ目の今後の課題です。

まず、1点目は、先ほども触れましたが、新しい指標の妥当性について、専門家や生産現場といった外部の方々の意見も聞いて検証するということです。

もう1つは、収穫量調査の将来的な変更についてです。水稻の収穫量調査については、部会の中でも農林水産省から実測調査により極めて高い精度が維持されているという説明がありましたが、一方で実測調査を支えるリソースの問題もあり、将来的には実測調査だけに依存しない方法の検討が必要との説明もありました。

そこで、この背景を記載した上で、現在、農林水産省が想定している検討メニューを列

挙いたしましたが、まだ具体的な対応方向が見えない状況でありますので、答申案でもメニューの提示にとどまっております。

ただ、この課題で申し上げたいことは、これらの変更は、これまで何十年にもわたって行われてきた実測調査のみに依存する形を抜本的に見直すものであることから、農林水産省内部の事務方の検討だけで物事を決めるのではなく、外部の有識者や関係者の意見もしっかり聞いて、透明性の高い議論を行っていただきたいということです。こちらは直接、今回の変更事項に係るものではないものの、将来における調査の効率化の観点から、課題に入れさせていただきました。

長くなりましたが、私からの現時点の答申案の説明は以上です。

○椿委員長 櫨部会長、御説明ありがとうございました。

今、御説明のありました答申案では、これまでの作況指数に替わる新たな指標の作成についても触れられておりますが、その名称については、諸般の事情で部会審議には間に合わなかつたとのことです。その後、農林水産省において新指標の名称案を固められたということですので、本日の統計委員会で、名称については直接説明を受けて審議したいと考えるところです。そして、名称案に関する審議結果も答申案に追記したいと考えているところで、そのような取扱いでよろしいでしょうか。先ほど、櫨部会長からもそのような御要望があったと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 それでは、引き続き、農林水産省から御説明、よろしくお願ひ申し上げます。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 農林水産省の生産流通消費統計課長の内田です。本日はよろしくお願ひいたします。

新たな指標の名称につきまして、資料1－2を基に御説明をさせていただきます。

本委員会並びに部会の方でいただいた御指摘を踏まえまして、新たな指標ということで5年中3年平均を今後公表させていただく御報告をさせていただいたところです。

ただ、新たな指標の名称につきましては、「作況指数」という名称が収穫量全体の多い、少ないを表す指標との認識が見られるということで、本来の趣旨とは異なる認識がされているといったことも踏まえまして慎重に検討する必要があります。9月10日の部会の段階では検討中ということで御報告させていただき、当方の対応が遅くなってしまって大変申し訳ございません。

その後の検討を踏まえまして、一番下の方に書いてありますが、新たな指標の名称につきましては、収穫量全体ではなく、単位面積(10アール)当たりの比較(単収の比較)であることをより明確化すること、それから作況指数に替わる出来不出来についての新たな指標であることが分かるようにするといった観点から、「作況単収指標」という名称にしたいと考えております。

御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○椿委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、部会長の櫨部会長から御説明のあった答申案に関しまして御質問等あれば発言いただくとともに、ただ今、農林水産省から説明のあった新指標の名称につきましても御

意見等あれば、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、檻部会長からよろしくお願ひします。

○檻委員 ただ今、新しい指数の名称について農林水産省から御説明をいただきましたが、これは現行の指数の後継指数であることが明確であることと、それから農林水産省で非常に心配されていた誤解を招かないようにという趣旨を反映した指数であると考えます。説明をお聞きした限りでは、今のところ、特に何か異論を感じるところもありませんので、問題ないのでないかと考えております。

○椿委員長 どうもありがとうございます。部会長としての意見をいただきました。

清原委員、よろしくお願ひします。

○清原委員 ありがとうございます、清原です。

ただ今、資料1－1について、檻部会長から御説明いただきました。この間、檻部会長をはじめ、部会の皆様の熱心な御検討に心から敬意を表します。

と申しますのも、統計委員会でこの諮問がありましたときに、お米については、その生産、流通、価格等について、国民の皆様の関心が極めて高まる中での諮問でした。したがいまして、私は、そうした国民の皆様の関心に適切に応え得る変更であるかということについて御質問もさせていただいたところです。部会では、私が質問させていただいた内容を踏まえながら、国民の感覚を踏まえて丁寧に検討していただいたものと思います。そこで、農林水産省におかれましても、今、内田課長から御説明がありましたように、新たな指標について、「作況単収指數」を御提案いただいたという経過になったわけです。そのことを踏まえて、答申案に賛同いたします。

その上で、特に8ページに整理をしていただきました今後の課題の(1)、(2)、いずれも重要と考えます。(1)につきましては、先ほどの「作況単収指數」については検証していただいて、よりよい指標として進めていただくということ、それから(2)の新たな調査方法の導入の検討につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、デジタル部会でも統計作成のデジタル化については検討課題としてきたところです。この間、農林水産省においては衛星の活用などに取り組んでこられたわけですが、これらも本当に実態を的確に把握できるものかということについて謙虚な検討が必要で、部会の御提案の外部有識者を交えた検討会の開催などによって、より精緻化されることを私も期待させていただきます。

以上、コメントさせていただきましたが、資料1－1に御提案の答申案について賛同いたします。どうもありがとうございます。

○椿委員長 清原委員、どうもありがとうございます。答申案に対する賛同の意見を頂戴いたしました。

福田委員、手が挙がっているようです。福田委員、よろしくお願ひします。

○福田委員 ありがとうございます。

私も特に異論があるわけではないのですが、変更がいつから行われるのかということを少し教えていただければと思います。お米に関しては極めて季節性があって、今年度に関しては既に新米が出回っています。世の中の関心も非常に高いわけですが、来年度の新米

に向けてこのような変更をする提案であれば、周知期間もあるので何となく分かりますが、既に新米が出回っていて、それが足りているのか足りてないのかという関心が極めて高い中で、突然、今年度の新米に関してルール変更があった場合、少し混乱するかもしれません。変更のタイミングということを少し教えていただけると助かります。よろしくお願ひします。

○椿委員長 まず、櫛部会長からお願ひします。

○櫛委員 申請は今年度産、要するに今年穫れるお米の指標から変更するということで部会でも緊急性についていろいろ議論いたしましたが、先ほど気象の問題を理由として挙げておりますが、今年の夏も異常な高温になりました、極めてまれな高温が3年続きました。今年産の米についての状況を過去の平均気温を基礎にした数値と比較するのは適切ではないと考えて、当初、慎重論もありましたが、今年産の指標から変えることについて、部会として容認するということになったということです。

○椿委員長 農林水産省からお願ひします。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 具体的には、9月25日現在の予想収穫量を来月、10月の中旬頃に公表し、その後、毎月、段階を追って公表していく形になっておりますが、10月の公表分から新たな指標について公表させていただきたいと思っております。

作況指標を変えることにつきましては、6月に方向性を打ち出して、その後、関係各所にもいろいろと御説明をしてきたところです。本年度からということで急な話ではありますが、引き続き丁寧な説明を生産現場等に対してしっかりとやっていきたいと思っているところです。

○福田委員 大きな問題、論点になり得るのは、既に8月15日現在分というもの、今年度のものが8月29日に公表されていると思いますが、これは旧基準と私は理解しています。それが次の月になるといきなり新基準になる。私が気にしているのは、その辺りで混乱が生じないのかということだけですが、いかがでしょうか。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 ありがとうございます。

これまで7月15日現在、それから8月15日現在のものを出しておりましたが、これは衛星データを基に予測をするというものであり、こちらについては、これまで作況指標は出していなかった形になっております。今年8月15日現在に公表したものにつきましては、10アール当たりの収量の前年比という形で公表しているものです。先ほど申しました10月中旬から公表するものにつきましては、同じく前年比を出していきますし、併せて今回の新たな指標である5年中3年平均との比較である作況単収指標もしていくということで、これまでの公表とも離隔はないような形で取り組んでまいりたいと考えているところです。

○福田委員 作況指標はいいのですが、ふるい目はどっちがどうなっているのか分かっておりません。要するに、ふるい目の幅が変わるわけだと思いますが、それがどういう形でどう変わっていくのか。前年比でいったときに、ふるい目が粗い方、昔のふるい目の話で理解すればいいのか、新しい生産者が使用しているふるい目で理解すればいいのか、その

辺りについて私は理解できておりません。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 ふるい目につきましては、10月中旬から公表するものにおいては、新しい生産者のふるい目ベースの収穫量を公表するのと併せて、従来型の1.70ミリの収穫量、この両方について公表することで対応していくたいと考えているところです。

○福田委員 明示的に書いてある部分と書いてない部分があって、例えば8月15日現在でも、表2では10アール当たりの収量の前年比見込みと書いてあります。この見込みは生産者が使用している収量の見込みという判断で考えているのか、それとも1.70ミリの選別のみ収量の見込みとして考えているのか、そういうご質問です。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 8月15日現在の予測につきましても、整理としては生産者ふるい目ベースの予測で出しています。

○福田委員 そういう意味では、既にもうそういうふうにされていたということですか、その辺りが整理できていないです。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 少し説明が不足しております申し訳ございません。これまでも作況指数という10アール当たりの単収の比較を出してまいりましたが、従来から作況指数については生産者ふるい目ベースの比較で出しているということであり、それは8月15日現在の予測についても同じような形で出していたところです。一方で、全体の収穫量とか、そういったものにつきましては、生産者ふるい目ベースのものを出していなかったところでありますので、今後、収穫量などについても生産者ふるい目ベースのものも出していきたいということです。

○椿委員長 福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員 そういう意味では、従来から生産者が使用するふるい目ベースなのかどうかは、その辺りがきちんと統計に書かれていたのかどうか、私は、少し理解できていなく、統計の見方が分からぬだけだったのかもしれません。今の説明によってクリアにできました。ただ、従来から実は1.70ミリではなくて生産者が使用しているふるい目ベースでその他の収量が定義されていたということは、私は今の御説明で分かりましたが、公表資料であまり分かりやすく説明されていなかったのではないかと思います。今後、世の中の関心、非常に高いと思いますので、そういうことも含めてきちんと御説明いただくことが大事ではないかと思います。よろしくお願ひします。

○内田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 説明が不十分で申し訳ありません。従来でも、一部、生産者ふるい目を作況指数等に活用してきたところですが、今回の見直しも含めしっかり丁寧に御説明をして、御理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。

○椿委員長 実際に統計調査の結果から作成する統計の話と衛星等を利活用して作成する統計の話が混在しておりますので、生産者の方、消費者の方に対する説明に齟齬がないようにきちんとした説明をしていただければいいのではないかと感じているところです。

白塚委員、よろしくお願ひします。

○白塚委員 福田委員の質問への回答で、私も大分クリアになったのですが、全体として

私も特に異論はありません。ただ、新しい指標の名前は作況と指數の間に单収を付けただけだと思います。これはこれで趣旨として分かりますが、結局、「作況指數」と短縮されたまま、何が変わったのかということが理解されないで使われてしまう可能性も高いように思います。そうすると、結局、あんまり意味がないというか、何を改善したのかわからぬいということになってしまふうに思います。先ほどの福田委員の質問とも併せて、もう少し丁寧に、分かりやすく伝わるように、かつ、この報道のされ方についても注意して進めてほしいと思います。

○椿委員長 この点は正に重要な指摘だと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。  
ほかにいかがでしょうか。

名称案については、今、説明いただいたばかりであって、单収と付けたことによって、今まであった誤解を解くという意味で、個人的には妥当と思っておりますが、実際に今あったように、こういう名称で公表することで現場がどういうふうに考えるかということ、支障が生じるかどうかということは中長期的に確認しなければならないだらうとは思うところです。示された名称案がいわゆる単位面積当たりの指数であることを明確にした、そのこと自体は非常に明快ではないかと思うところです。

一応、先ほど答申案にこれを加えるということがありましたが、ひとまず、この名称にしてもらって、この名称でいろいろな誤解や問題がまた生じるようであれば、農林水産省に委員会に報告いただくと、そのような形にしてはと考えるところですが、そういう形で取りまとめに入ることでよろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入らせていただきます。

まず、「作況单収指數」という新指數の名称についてですが、これは今申し上げたように、正しく分かりやすく理解させるようにという意見がありましたら、現状で特段の強い御異論はなかったと認識しました。

これを踏まえますと、「作況单収指數」という名称の取りまとめとして、「作柄の良し悪しに関する 10 アール当たり収量に係る指數であることを簡潔かつ具体的に表現したもの」ということで、特段の問題はないと考えるというふうに委員会としては判断したい」、このように評価したいと思いますが、まず、この点、委員の皆様方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今、申し上げた内容を当初の答申案に追記したいと考えます。

追記する場所ですが、今日御説明いただいた答申案の 3 ページを開いていただいて、d の部分が新指數の作成について統計委員会の判断、5 中 3 平均单収などを認めたところになっているので、この d の一番最後のところに、名称についてを付け加えるのでよいのかなと思っているところです。

なお、これに伴って、答申案のこの後の部分で、「新たな指數」といろいろなところに書いているわけですが、この「新たな指數」と記載しているところについては、適宜、「作況单収指數」という置き換えなどの修正も行えればと思います。

追記、修正した答申案全体につきましては、会議の終了後、速やかに委員会の皆様にお

送りしたいと思います。細かな文言は私に御一任いただければと思うところです。

それでは、次に、今、御了承いただきました作況単収指数、新指標の名称の部分の追記ということも前提として、答申案全体につきまして取りまとめを行いたいと思います。

今回の諮問では、水稻についての作況指標の集計取りやめや主食用の収穫量についての集計基準の見直しなど、この調査にとって極めて重要な事項が審議されたと認識しております。

そして、審議の過程で、平均的な単収との比較となる新たな指標の作成といった当初の計画にはなかった取組が農林水産省から示されたこと、これ自体は農林水産省、それから部会の審議に対し、高く評価したいと考えているところです。その結論を導くために尽力いただいた部会所属の先生方に心から敬意を表したいと思います。

今回示された作況単収指標への対応を含めて、収穫量調査については、今後も改善の余地があると推察するところです。農林水産省におかれましては、我が国の農業における最も重要な生産統計であります本調査の安定的かつ適切な実施と、利活用を踏まえた情報提供が今後も行われるよう、十分な対応をよろしくお願ひいたします。

また、「作況単収指標」については、審議の過程で急ぎ計画されたものです。先ほどありましたように、その妥当性の検証、あるいは現場からの理解ということが必要だと思いますので、状況変化に伴い、内容に変更が生じるような場合には、諮問になる場合に限らず、幅広に統計委員会の方へ情報提供をお願いしたいと考えます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「作物統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1-1の案に新指標の名称についての追記を行ったものでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

部会長の櫻先生からコメントありましたが今回の件については、非常に短期間に部会を集中的に開催して、密度の高い議論をなさっていただきました。部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員、部会での御審議、御尽力、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第197号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更」の答申案につきまして、統計基準部会部会長の菅先生から御説明、よろしくお願ひ申し上げます。

○菅委員 それでは、諮問第197号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更」につきまして、9月2日に統計基準部会を開催し、審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

委員からは、統計の継続性の観点から、新旧対応表の作成や変更後の本統計基準の適用時期等に関する質問が寄せられました。これに対して、厚生労働省から、今回、ICD-11に準拠して分類を変更するところ、ICD-11におきましては、疾病概念の変化、分類軸の変更など、分類の大幅な変更が行われたことから、新旧対応表の作成は困難であるこ

と、また、本統計基準を施行後直ちに適用することが難しい場合が想定されることから、適用に係る猶予を設け、各統計調査主体において、各々の状況に応じた適用時期について検討し、総務省による統計調査に係る審査を受けた上で適切に対応するものであるとの回答があり、各委員から了承されたところです。

以上の審議の結果、今回の変更は適當と判断いたしましたので、答申案について御説明いたします。

まず、1番、変更の適否につきましては、諮問のとおり、変更して差し支えないとしております。

次に、2番、理由等として、世界保健機関が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して行われるものであることから、適當であるとしております。

私からの説明は以上です。

○椿委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、だたいまの説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと存じます。

本件は、世界保健機関で採択された ICD-11 に準拠するため、厚生労働省の社会保障審議会において専門的な立場からの検討を経た上で、「疾病、傷害及び死因の統計分類」に所要の変更を行うものです。

本件、先ほどありましたように、世界保健機関で採択された ICD-11 に準拠するためには、厚生労働省の社会保障審議会において、最も重要なユーザーになりますが、専門的な立場からの検討を経た上で、「疾病、傷害及び死因の統計分類」に所要の変更が出てきたということで、今回の対応によって、引き続きこの分類が幅広く利活用されることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りします。

「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」の本委員会の答申は、資料2のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございました。異議なしと認めます。

それでは、答申はこのとおりとさせていただきます。

部会長の菅先生をはじめ、統計基準部会に所属の委員の先生方、部会での御審議、ありがとうございました。

次の議題に入らせていただきます。

次は、部会の審議状況についてとなります。

国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、部会長の福田先生から御説明、よろしくお願ひいたします。

○福田委員 御説明申し上げます。

9月18日に行われました第42回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、資料3に沿って御報告を申し上げたいと思います。

第 42 回部会では、2020 年基準における住宅賃料及び持ち家の帰属家賃の推計方法の改善（案）について審議いたしました。

まず、本件に関する経緯ですが、資料 3 の 1 ページを御覧ください。

第 220 回統計委員会において御報告いたしましたとおり、2020 年基準改定における住宅賃料及び持ち家の帰属家賃の推計に関しては、従来の基準改定時の推計方法と同じく、ベンチマークとして、「令和 5 年住宅・土地統計調査」を反映することとなりました。ただ、大きな課題としては、そのベンチマーク以降の延長推計、具体的には 2023 年 10-12 月期以降をどのように延長推計するかという論点が残りました。これは、2020 年基準改定のベンチマークがかなり上昇してしまったということで、それを従来の方法で伸ばすとかなり上昇率が高くなってしまうという懸念から議論がされたわけです。今回の部会では、この点について、内閣府の御説明に基づき議論をしたということです。

2 ページ目を御覧ください。内閣府からは、家賃単価の延長推計方法案として 3 通りの方法が提示されました。

まずは、従来どおりということで、従来どおりの延長推計方法で、こちらは表に詳しく記載しておりますとおり、CPI 及び近年の住宅・土地統計のトレンドにより延長推計するというものです。トレンドは、具体的にはベンチマーク間の住宅・土地統計の変化率と CPI の変化率の差分から算出しております。ただ、このトレンドは、先ほど申し上げましたように非常に高いものになってしまふという問題点があるわけです。

次に、②として CPI のみを用いて延長推計する方法です。ただ、こちらの方法も、やはり CPI があまり伸びてない、最近は少し上がっているとはいえ、伸び率が低いという課題があります。

最後は、その折衷案みたいなもので、新方式というふうに内閣府は呼んでおりましたが、CPI に加えて新規家賃の動向を捉えるために、不動産価格指数等を用いる方法です。こちらの方法は、7 から 8 ページにかけて推計方法の詳細が記載されていますが、CPI を用いて推計した継続家賃に加えて、不動産価格指数の利用により家計が住替え等によって新たに直面する家賃、すなわち新規家賃の動向を捉えることができるというポイントの説明でした。ただし、不動産価格指数というのは家賃の指標ではなくて、ストックとしての不動産価格の指標であるという課題もあります。

続いて、3 ページ目を御覧ください。内閣府からは、これら 3 案による推計方法に基づいて試算した 2023 年 10-12 月期以降の推計結果が示されました。グラフの赤線及び緑線のとおり、①の従来方法と③の新方式は同程度の結果となっています。ただ、両者の違いとしては、①は直近の住宅・土地統計調査のトレンドにより今後 5 年程度上昇が続くと見込まれている一方で、③は今後の不動産価格指数の動向の動きによって変わる可能性があるという説明でした。

4 ページ目を御覧ください。ここでは、過去のベンチマーク間の検証についての御説明がありました。

先ほど 2023 年以降の延長推計についての検証は御説明したところですが、ここでは、同じ方法を 2018 年のベンチマーク以降で新方式を用いて 2023 年まで延長推計を行った場合、

どうなるかということを示したもので、この結果については、前回のベンチマークの取り込みによる動きを一定程度捉えられているとの説明がありました。すなわち、従来方式と内閣府が提案する③の方式というのは、パフォーマンスとしてはそんなに変わらないということです。

次の5ページ目では、更にベンチマークを1基準時点分遡った2013年から2018年の間の検証結果が示され、いずれの案も同様の動きをしているとの説明がありました。

6ページ目では、各推計方法に関する方法として、①従来方式の「住宅・土地統計調査」結果のトレンドにより、今後5年間上昇が続くと見込まれるという考え方、それから、②は少し伸びは低くなっていますが、CPIを用いると。ただし、継続家賃の影響をあまりにも強く受けて、伸びが小さくなってしまうという問題。それから、③については不動産価格指数等の利用により新規家賃の実態が説明できるというのですが、ただ、価格指数としては家賃の指標ではなくて、実際のストックとしての不動産の売買価格であるという問題の説明がありました。

こうした内閣府からの御説明に基づいて、部会ではベンチマーク以降、すなわち2023年10-12月期以降の家賃単価の延長をする方法として、①から③のいずれの推計方法が望ましいかについて議論しました。結論から申し上げますと、かなり意見は分かれまして、委員からは、②を支持する委員はほとんどいらっしゃらなかつたのですが、特に①と③のメリット、デメリットを中心に様々な意見が聞かれました。

まず、①の従来方式については、住宅・土地統計調査の直近の5年分のトレンドを固定化されてしまうと、伸びが5年間続いてしまうという課題が指摘されています。

一方、③の新方式については、そうではなくて、①の従来方式では捉えられなかつた足元の新規家賃の動向や先行きのトレンドの変化を捉えることができるというメリットを強調する声がありました。その一方では、やはり不動産価格と家賃は基本的には異なるものだと。したがつて、新規家賃を捉えるために不動産価格指数を用いることには慎重になるべきだという御意見が複数の委員から出されたところです。バブル期などは不動産価格がものすごく上がつたわけですが、そういうときにこういう指標を用いたら一体何が起つたのかということの検証なども必要じゃないかという意見とか、あるいは民間の指標は直接的には採用することは難しいわけですが、そういう指標も参考にしながら検証をもっと深めるべきなのではないかという議論、あるいは不動産価格指数を用いる新規家賃の推計部分について、ウエイトや推計した価格水準の詳細などを明らかにすべきといった御意見等も出されたところであります。

また、①から③の方法について異なる意見があつたところですが、私からは代替案として、①の延長推計方法を最近の値上がりが急速な5年間ではなくて10年間に延長してトレンドを推計するという案にしたらどうかという御意見を申し上げたところです。実はそんなに余裕があるわけではなくて、次回の部会ではもう決定して発表する方向にやっていかないとまずいものですから、内閣府において、引き続き今回の推計方法、特に①と③について部会の意見を踏まえて検討していただいた上で、次回の部会において改めて御提案し、最終的な決定をしたいということになりました。

私の報告は以上です。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の福田部会長の御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

今回は、前回の部会に引き続き、2020年基準改定における住宅賃貸料及び持ち家の帰属家賃の推計について御審議いただいたところです。

ベンチマーク以降の延長推計方法について、3案が提示されたとのことです。部会の審議の中では、福田部会長も含めて非常に活発な御審議をいただいたものであります、今ありましたように、福田部会長からは別の方針についても御提案があったということで、大変いろいろな意見を議論していただいたところです。

本件、今回の意見を踏まえ、次回の部会で審議いただき、最終的な結論を取りまとめたいということですので、引き続きの御検討、御審議、よろしくお願ひ申し上げます。

部会長の福田先生をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の先生方、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入ります。

次の議事も部会の審議状況についてとなります。統計制度部会での審議状況について、部会長の清原先生から御報告、よろしくお願ひ申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。

統計制度部会長の清原です。9月22日に行われました第6回統計制度部会において、本日お手元に配布しております「資料4、統計制度部会における審議実績について」をお示しし、部会の構成員の皆様と情報共有を行い、今期の取組を踏まえつつ、意見交換をいたしましたので、報告をさせていただきます。

本部会で所掌している審議事項は、「政省令の制定又は改廃に関する事項」と、「基幹統計調査に係る匿名データに関する事項」です。いずれも処理の基準が明確化されており、特に匿名データについては、昨年の統計委員会で統計法第35条第2項の規定に基づく審議についての改正案を決定いただいたことで、審議の効率化及び重点化が図られました。その結果、本部会に付託することを要さない審議事項の事例が蓄積されつつある現状を踏まえまして、これまでの審議実績について、部会の構成員の皆様に情報共有していただく場を設けたわけです。そこで部会で審議した成果を確認することができました。

審議実績の詳細については、資料4を御参照ください。

なお、この部会では、委員から、「匿名データ提供の迅速化は学術研究や政策立案に資するものであり、評価できる」という御意見、また、「統計研究研修所による匿名データの作成に関する検証や処理基準の明確化により効率的な運用を実施している」という御意見、また、「今後も匿名データの利用促進と安全性確保の両立が重要である」といった御意見がありました。

以上の審議実績を踏まえますと、今後、本部会に付託される案件は、統計制度全般に関わる極めて重要度や困難度の高い事項に厳選されるのではないかと思います。本部会とし

ては、引き続き高い専門性を持ってこれらの審議に当たることが課せられた重要な責務であると考えており、部会の構成員の皆様と共有をしたところです。

以上、御報告いたします。ありがとうございます。

○椿委員長 御報告、ありがとうございました。

それでは、ただ今の清原部会長の御報告につきまして、何か御質問等あればよろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

統計制度部会でのこれまでの審議実績について、情報共有の場として部会を開催したことでした。この部会には、私も構成員として参加しましたが、匿名データの迅速な提供が可能になったことは非常に効果的であり、本部会での審議内容が着実な成果を得ていると考えたところです。これについては、統計研修研究所において大変な御尽力を頂戴しているということで、ここで改めて感謝申し上げたいと思います。

今後、この部会に付託される案件は、全体的な統計制度に関する事項に厳選される状況にあるとのことでした。私としても、この部会を通じて、さらなる統計制度の改善につながる審議を行うことは極めて重要であると考えております。委員、専門委員、臨時専門委員の各位におかれましては、この意義について御理解をいただいた上で、引き続き統計制度部会に御協力を願いできればと思うところです。

部会長の清原先生をはじめ、統計制度部会に所属の委員の先生方、皆様の部会での御審議に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

次も部会の審議状況についてとなります。

デジタル部会での審議状況につきまして、これも部会長の清原先生から御報告、よろしくお願ひいたします。

○清原委員 ありがとうございます。デジタル部会長の清原です。

まず、資料5-1に沿いまして、「第7回デジタル部会の結果概要」について報告をいたします。

日時、場所、出席者は表記のとおりです。

議題は、「これまでの部会での審議内容等の取りまとめについて」でした。

概要に書かせていただきましたように、本期7回目のデジタル部会では、第1回から第6回までの審議内容の整理・取りまとめの事務局案に基づき、今後の部会審議に向けた内容を整理いたしました。

部会では、「統計の対象としてのデジタル化」と「統計調査のデジタル化」をこれまで審議してきたわけですが、「統計の対象としてのデジタル化」という名称に「デジタル経済」や「デジタル社会」といった用語を明記する御提案がありました。また、統計的把握のために必然的にデジタル技術を用いることもあるというふうに、「対象としてのデジタル化」と「統計作成におけるデジタル化」が本当に密接不可分の関係にあるという問題意識、さらには「統計委員会において議論されてきたオンライン回答の促進に向けた各府省庁の取組」や、「各講演や報告において重点的に説明があった箇所」については、記述の充実化を

図るようなど、最後の取りまとめの回でしたが、委員の皆様による熱心な御意見が提起され、それを加えて最終的な取りまとめ案を作成し、委員の御了解を得て、資料5-2に概要版、資料5-3に本文をまとめることができましたので、それについても簡潔に御説明させていただきます。

資料5-2にありますように、『第9期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ』につきましては、副題として「デジタル社会における統計の在り方の探求」とさせていただきました。

その趣旨を示す意味で、資料5-3、本文の第1章を御覧ください。私たちデジタル部会の取組というのは、とりわけ諮問をお受けして審議をしたわけではありません。むしろ、「第1章 本文書の背景及び目的」にありますように、現在、日本は急速な少子高齢化等の中にあって、社会全体の持続可能性の向上が重要な課題になる中、AI、IoT、クラウドコンピューティングなど、デジタル技術の発展が企業活動や国民生活に大きな影響を与えていいます。

こうした中、政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し、「デジタル社会形成基本法」に規定する重点計画や、「行政の推進等に関する法律」に規定されている「情報システム整備計画」や「官民データ活用推進基本法」に規定する「官民データ活用推進基本計画」が策定されています。デジタル技術を最大限に適切に活用して公共サービス等の維持・強化や地域経済の活性化等を目指すべきデジタル社会の実現に向けた取組が進められているわけです。

そこで、重点計画では、「政府におけるDX推進体制の強化」等が定められており、とりわけ「政府全体のデジタル改革の推進体制の強化」、「データの利活用」が明記されています。公的統計の分野では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「デジタル経済の実態把握」や「報告者の負担軽減及びユーザーの利便性向上」、「統計作成の効率化及び正確性向上」など、様々な観点からの各種施策を定めているわけです。

そこで、令和5年10月に、今期の統計委員会においてデジタル部会が設置されました。そして、昨年3月の第1回以降、審議が行われたという経過が書かれております。

資料5-2にお戻りください。

そこで、私たちは「デジタル経済・社会の統計的把握」と「統計作成のデジタル化」を主たるテーマとして置いて、専門家の講演をお聞きしたり、総務省からの報告をお聞きしたりするなど、意見交換を進めてまいりました。

そこで、「デジタル経済・社会の統計的把握」については、既存の取組・把握に向けた課題として、既存の公的統計においてもデジタル経済を把握する事項はあるが、電子商取引やDXなど、統計的把握に向けた課題も多く指摘されました。また、中長期的な展望としては、①既存の公的統計・データの利活用、②代替指標となるデータの利活用、③産学官等の幅広いデータ収集に基づくダッシュボード作成などを明記させていただきました。

また、「統計作成のデジタル化」においては、既存の取組として、『第IV期基本計画』に基づき、オンライン回答等報告者の負担軽減や利便性向上等に資する統計作成のデジタル化が推進されている現状を確認いたしました。それを踏まえて、「統計委員会は各府省庁に

による統計作成のデジタル化に向けて引き続き協力又は支援する」ということを、椿委員長もこの統計委員会で確認をしていただきましたので、明記させていただきました。また、中長期的な展望としては、①オンライン調査による公的統計の品質向上、②多様な情報源の活用、③デジタル化に必要な基盤の整備、④デジタル人材の育成などを明示させていただきました。

今後の部会審議に向けては、資料5－3の8ページをお開きください。私たちは誠心誠意、この間、デジタル部会として使命感をもって検討してまいりましたが、やはりまだまだ今後審議を深めていただきたい内容についても確認をさせていただきました。

例えば、9ページにあります4－1、「生成A Iに着目した検討」です。近年におけるデジタル技術の中でも、生成A Iの著しい進展は特筆すべきことであり、「デジタル経済・社会の統計的把握」及び「統計作成のデジタル化」の双方に関わる生成A Iの在り方については議論を行うことが必要ということで明記をさせていただきました。

また、4－2として、「デジタル化の社会への影響を幅広く捉えた議論」についても深めていただきたいと提起いたしました。今期の部会においては、デジタル経済について、主として電子商取引や経済のデジタル化の議論を行ってまいりましたが、そのことが与える国民生活、社会あるいは教育、文化等への影響も大いに確認されたことから、今後は「デジタル社会の統計的把握」についても強く意識し、検討していくことを提起させていただきました。

10ページ、4－3、最後に「諸外国及び国際機関におけるデジタル化に関する統計についての継続的な調査研究実施の必要性」も提起させていただきました。と申しますのは、今期、統計委員会担当室において、統計の中でもとりわけ電子商取引について、海外の統計的捕捉の状況や議論の動向を調査していただきました。その成果を共有することを通して、今後も引き続き統計委員会において、担当室が中心になって、諸外国における「統計作成のデジタル化」についても研究を継続していただくことが期待されました。すなわち、デジタル部会においては、諸外国における「デジタル経済・社会の統計的把握」及び「統計作成のデジタル化」に関する調査研究を参考にしつつ、更に研究を深めたいというふうに、今後の部会審議に向けても提案をさせていただいたところです。

以上、第9期統計委員会に設置していただきましたデジタル部会は、他の部会の問題意識とも大いに関係するということで、各部会の御報告についても学ばせていただきながら、取り組んでまいりました。デジタル部会は他の部会の皆様と問題意識を大いに共有しつつ、今後も研究を深めていくことで、よりよいデジタル社会における統計の在り方を提起していけるのではないかかなと思います。

以上、今期のデジタル部会の取組について、第7回のデジタル部会の報告と併せて御報告させていただきました。この間、統計委員会の委員の皆様には、折々にデジタル部会に向けて御示唆をいただいてまいりました。そのことにも感謝し、デジタル部会の皆様の中には海外で御活躍の方も加わっていましたので、大変充実した議論ができたと思います。御協力いただきました全ての皆様に感謝して、第9期統計委員会デジタル部会の報告とさせていただきます。

以上です。どうもありがとうございます。

○椿委員長 清原部会長、御報告ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひ申し上げます。福田委員、手が挙がっています。福田委員、よろしくお願ひします。

○福田委員 デジタル部会は、非常に重要な部会だと思います。今後もますます活発な議論をしていただきたいです。ただ、一つ、議論の議題に加えていただきたいテーマに関する要望です。足元、皆さんも御存じのとおり国勢調査が行われているわけですが、それに関連してフィッシングメールが相当程度多くの方々に届いているという大きな問題が発生しています。もちろん、デジタルリテラシーのある人、あるいは分かっている人は調査の依頼がメールで届くことはないという人は分かっているとは思います。ただ、オンライン調査が広がっているという報道がある一方で、そういうメールが来て、思わず開いてしまうという方もいるのではないかと思います。そういう意味で、オンライン調査の拡大は不可避だとは思いますが、それに伴って、このようなフィッシングメールが届いて、それに対して被害が拡大するということがあつてはならないと思います。そういう意味では前向きな話も重要ですが、このようなフィッシングメールが発生した場合にどういうふうな対応が必要なのかということは、恐らくデジタル部会で議論するべきテーマではないかと思いますので、是非御検討をお願いしたいという要望です。

○椿委員長 福田委員、ありがとうございます。

清原部会長、よろしいでしょうか。

○清原委員 福田委員、大変重要な問題提起をいただきましてありがとうございます。

私たちも、例えば生成AIについて議論するときに、それをもちろん適切な活用することもあり得ますが、同時に影の部分もあるということ、また、最近のSNSの状況なども踏まえて、デジタル社会における光と影の両面について認識をしていく必要があるということを確認しているところです。

今回の国勢調査に関わる福田委員が御指摘の問題については、デジタル部会の審議を待つまでもなく、是非、総務省の方で適切で必要な情報提供、PRなどを進めていただきたいと思いますが、検討すべき問題として、しっかりとデジタル部会で受け止めさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

恐らく統計局の広報の中ではこのような形でアクセスすることはないと広報は私も何回か見ていました。もちろん、いろいろな問題が起きているのだろうと思いますが、統計局長、よろしくお願ひします。

○永島総務省統計局局長 総務省統計局です。

今御指摘の国勢調査を語る不審メール、実は私自身も先週受け取りましたが、かなり多くの方のところに行っていると認識しております。

私どもの方でも、各種広報の中でメールを介して調査を行うことはないことなどは何度も強調させていただいておりますが、なかなかいたちごっここのところもありまして、今後

どういった取組を更に行っていかなければならぬかということは将来に向けて検討していく必要があると認識しておりますので、統計委員会のお知恵なども適宜お借りできればと思っております。

それから、今、まさに国勢調査をやっており、ここにおられる皆さんも対象者ですので、是非御協力を、この場を借りて改めてお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。

デジタル部会の御報告につきまして、ほかに御意見、白塚委員、よろしくお願ひします。

○白塚委員 必ずしもデジタル化ということではなくて、この部会のスコープから外れてしまうのかもしれません、デジタル化を展望して統計作成のインフラ基盤整備という観点でコメントさせてください。もちろん、こうした生成AIをどうやって使っていくのかというのを大切だと思います。ただ、長年いろいろな統計を見ていると、やはり統計を作るシステム自体の老朽化が進んでいるように思います。いろいろなメンテナンスをしながら作っていて、割と機動的にいろいろな集計項目とか集計方法の変更をすることが難しい統計が多い印象を強く持っています。そういうところについても、選択と集中という観点から、重要なものからきちんと取り組んでいってほしいと思います。新しいことをやるのも大切ですが、統計の基礎体力のところも、是非頑張っていただきたいと思います。

○椿委員長 これも重要な意見ということで承ることでよろしいですか。かつて誰も触れられなくなってしまった情報システム、統計集計システムというのが問題になったことがありますし、やはりそこは統計の集計システム自体の進化、デジタル化ということを徹底することを徹底するということ、こういう意見が統計委員会の中であったということで、デジタル部会の中で引き受けなければと思います。

ほかいかがでしょうか。

それでは、私の方からコメントをさせていただきます。

第7回のデジタル部会では、これまでの部会での審議内容の整理・取りまとめについて、かなり意見交換が活発にされたと認識しました。そして、何よりもそうした御意見を踏まえて、最終的な取りまとめでは「デジタル経済・社会の統計的把握」と「統計作成のデジタル化」を柱として整理がなされたほか、「今後の部会審議に向けて」ということで、当面の部会審議に当たっての取組方針の提案も記載されたところです。DXと生成AIに着目した検討といいますか、今ありましたように、実は推進する部分とリスクマネジメントみたいな話が各方面、重要になっていると思うので、デジタル化を経済以外のそういう社会の安全も含めた分野について広く捉えた検討、それからまさに継続的な調査研究、統計委員会のほかの部会や関係府省庁との連携は、非常に重要な着眼点でもあると考えるところです。第8期デジタルの統計についてはなかなか難しいということで後退してしまったことがあります、デジタル部会の審議の中で、少しこれがまたうまく必要な統計の整備につながるのではないかと思うところです。こうした点を踏まえつつ、今後ともデジタル部会の中で精力的な御審議、横断的な御審議をよろしくお願ひしたいと考えます。

先ほど清原部会長からありましたように、デジタル部会は第9期の当初、令和5年10月

に統計委員会において公的統計のDX化とデジタルの統計分野を扱うことを目的として設置されたところです。いわゆる諮問審議を行う部会ではなくて、公的統計のデジタル分野に関わる幅広い内容を対象に、横断的横串を刺した議論ができる部会ということで、令和6年3月の第1回部会から活発に御議論いただきました。今回の取りまとめについては、今後のデジタル部会の審議のみならず、基本計画を補う部分として、委員会や他の部会での議論に資する内容ではないかと考えます。

部会審議や取りまとめの作成のリーダーシップを取っていただいた部会長の清原先生並びにデジタル部会の委員の皆様方には心から御礼申し上げる次第です。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

次の議事は、令和8年度における統計リソースの要求状況になります。

令和8年度の概算要求における統計リソースの要求状況について、総務省政策統括官室からお手元にある資料6のとおり、報告がありました。統計委員会としても、令和8年度の政府予算案の決定まで、引き続き各府省の統計リソースの確保状況について注視するとともに、可能な限りその支援をしていきたいと思います。

本件につきましては、まだ中間ということですので、今日、詳細な報告は行いませんが、何か御質問などありましたら、事務局宛てにメールにて御連絡いただければと思うところです。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次の議事に入らせていただきます。

次の議事は、令和6年度統計法施行状況に関する審議になります。

7月、8月の企画部会におきまして、CTIと観光統計の2件について審議を行い、取りまとめの方向性まで委員の皆様方の御了承をいただいたところです。これに基づきまして、私と事務局で審議結果の取りまとめ案を作成し、委員の皆様方に事前に御提示して御確認いただきましたが、特段の御意見は頂戴しておりませんでした。

これを受けまして、本日はお手元の資料7において、消費動向指数（CTI）については別紙1、それから観光関連3統計については別紙2のとおり、それぞれ取りまとめ案をお示ししたところです。

これにつきまして、もし委員の皆様方、御意見あるいは御質問等あれば、よろしくお願ひ申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、2つの審議事項の審議結果を取りまとめたいと存じます。

特段の修正の御意見はありませんでしたので、この件につきましては資料7の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○椿委員長 どうもありがとうございます。

それでは、案のとおり、統計委員会の決定とさせていただきます。どうもありがとうございます。

企画部会に所属のここに集まっている委員の先生方、7月から審議いただいた令和6年度の統計法施行状況に関する審議は本日で全ての審議を終了したことになります。部会で

の御審議、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

賃金構造基本統計調査の今後の課題への対応状況などについて、総務省政策統括官室並びに厚生労働省から御説明をお願いしたいと思います。準備ができましたら、よろしくお願ひいたします。

○越 総務省政策統括官（統計制度担当）付 経済統計担当統計審査官室統計審査官 それでは、政策統括官室統計審査官室から御説明をいたします。

賃金構造基本統計調査につきましては、本年7月に軽微な事項に該当するものとして、集計事項の変更、具体的には外国人労働者に関する統計表において、性別のクロス集計を追加する変更を承認しております。この承認に関しては、先月の統計委員会にて参考資料として配布させていただきました。

この承認の際、前回答申における今後の課題への対応状況を総務省で確認しており、前回答申、これは令和元年になりますが、大分時間も経過していることから、対応事例の共有の意味も含めまして、統計委員会に報告をさせていただくものです。

なお、本報告には集計要件の変更も含まれております。厚生労働省において、現在の休暇制度や働き方などを踏まえて、集計対象とする労働者の要件の見直しを行ったということです。統計調査の集計方法自体は法律上の申請事項にはなっておりませんので、これに関する質問、答申といった手続が必要になるものではありませんが、「変更に当たって利用者の利便に資するよう、丁寧な説明が必要」という厚生労働省の御判断から併せて報告をいただくものです。

詳細につきましては、厚生労働省から報告させていただきます。よろしくお願いします。

○権 委員長 それでは、引き続き御説明、よろしくお願ひいたします。

○外山 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 厚生労働省賃金福祉統計室の外山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料ナンバーは8になります。賃金構造基本統計調査について（報告）というものになります。

それでは、早速、2ページになります。本日の内容ですが、まず、賃金構造基本統計調査の概要、そして2番目に「今後の課題」への対応状況、そして3番目に調査計画の中身とは関係ないですが、集計要件の変更について御説明させていただきます。

それでは、3ページになります。調査の概要になります。一番上のところにありますとおり、この賃金構造基本統計調査につきましては、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の属性別に労働者の賃金の実態を明らかにすることを目的としております。すぐ下の左側にありますが、報告者につきましては事業所に回答してもらうということで、事業所の担当者の方に労働者の情報を答えていただくというものになっております。そして、そのすぐ下にありますが、調査の周期についてです。毎年継続的にやっておりまして、実査を7月に行っているという状況です。

続きまして、4ページになります。2番目としまして、過去の答申における「今後の課題」への対応状況です。

一番左側に課題の番号がありますが、課題1の（3）の①から④につきましては、令和元年9月の答申時に、当初の説明につきまして、統計委員会の方からおおむね適當という御判断いただいておりまして、その後、令和2年もしくは5年から対応しているという状況です。

そして、上から2番目の課題1の（2）については、匿名データの提供方法についてですが、匿名データの作成方法について統計委員会に諮詢させていただきまして、既に適當という御判断をいただいて、提供を開始しております。ということで、今、御紹介しました部分については、詳しい説明は本日割愛させていただきまして、参考資料に詳しい資料を載せてありますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

本日、説明時間も限られるということで、太字で記載している課題1の（1）、そして下から2つ目の課題1の（3）の⑤と課題2につきまして御説明させていただきたいと思います。

5ページを御覧ください。課題1の（1）ですが、具体的には毎月勤労統計調査との適切な比較・分析ですか類似統計との比較可能性について検討し、積極的に統計利用者に情報提供を行うべきということでした。それに対して、対応状況は赤矢印のところにありますとおり、令和3年に統計委員会企画部会で報告されました「賃金関連統計の比較検証に係る調査研究」におきまして、毎月勤労統計調査との比較・分析が行われているということ、あとは類似統計との比較について、類似点、相違点等の整理がなされているということで、こちらの報告書について、厚生労働省のホームページからリンクを張っておりますとおりまして、令和3年度から統計利用者の皆様方に情報提供を行っている状況です。

続きまして、6ページです。先ほどの一覧表の下から2番目の外国人関係の課題です。具体的には2番目の箱のところにありますとおり、国籍の把握を検討すること、あとは在留資格に関連した集計事項について、性別、地域別の集計の充実について検討することということでした。

これにつきましては、下の参考①、点線の四角枠にありますワーキンググループで検討してまいりました。1番目の丸のところにありますとおり、まず、国籍については、事業主に労働者の国籍を尋ねることは報告者負担につながり、回収率が低下するおそれがあること、また、たまたま調査対象となった事業所で、たまたま外国人を雇用している場合しか外国人労働者を把握できないということから、国籍を把握しないこととしても問題はないという結論に至っております。

そして、集計のクロス表については、2番目の丸にありますが、在留資格区分と性別のクロス表については、必要なサンプルサイズが一定程度確保できるというふうに見込まれるということで作成することが適當と御判断いただいております。一方、地域別のクロスにつきましては、本調査では地域別としまして都道府県別に表章して公表しておりますが、在留資格区分と地域別とした場合は、大部分のサンプルサイズが小さくなってしまうおそれがあるということで、表章不可能になるという見込みがあること、または先ほどの理由と同じですが、調査対象となった事業所で外国人を雇用している場合しか外国人労働者を把握できないということで、作成しないこととしても問題はないという結論をいただいて

おります。

これを踏まえまして、1つ上の赤い矢印のところですが、国籍の把握と「地域別」とのクロス集計を見送りまして、令和7年調査から集計事項の充実として、「性別」と在留資格区分とのクロスした統計表を公表するという予定としております。

続きまして、7ページになります。課題の最後の部分ですが、その他の今後の課題です。具体的には、答申をいただいたときの調査計画の変更内容について、有効性を十分検証するとともに、取り巻く社会経済情勢ですとか利活用人数の変化に基づいて適切に調査計画の見直しを行うこととなっております。これにつきましては、各種変更点、細かい部分、雑多な部分がありますが、例えばオンライン調査の導入によりまして、オンライン有効回答率の上昇とともに、全体の有効回答率も上昇しまして、そういったところが調査の精度や効率性を向上させる上で有効であったということではないかと考えております。詳しくは8ページにありますが、いずれも期待したとおりの結果が確認されておりまして、全体として、計画の変更目的に沿った成果が得られたものと考えております。

対応状況の2ポツ目のところにありますが、先ほども総務省の方からちらっと御説明いたしましたが、集計要件、こちらは調査計画の記載事項ではありませんが、ということで質問対象外ではありますが、こちらでいただいた課題の趣旨を踏まえまして見直しを行っております。追って御説明したいと思います。

という状況で、今後も引き続き社会経済情勢や利活用ニーズの変化を踏まえて、適切に調査計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、9ページになります。最後の集計要件の変更のところです。現在の集計要件、こちらが真ん中のところにありますが、一般労働者と短時間労働者別に同じ要素で実労働日数ですとか所定内実労働時間、所定内給与額の観点で集計要件を課しておりまして、この要件をクリアしたものだけを集計しているという状況です。これにつきましては、休暇制度や働き方が変化しているということを踏まえ、先ほどと同様、ワーキンググループで検討をしていただいております。

その結果、調査を実施するときに、一般労働者、短時間労働者の定義に、これらの所定内給与額の条件を課していないということを踏まえると、この要件を残す必要性が乏しくて、廃止することが適當ではないかという結論をいただいております。

これについては、廃止した場合の影響についても御検討いただいておりまして、22ページの方に飛びますが、こちらの方で検討いただいておりまして、これらの条件を課す前のサンプル数を100とした場合、先ほどの3つの要素の要件を課してみると、98%とか90%といった9割前後のサンプルが残るという状況です。それがアの行です。

そして、そのうちから所定内給与の条件を取り払ったものがオとなりまして、ほぼ同じ割合となっておりますが、一般労働者の令和2年、3年のところで僅かに割合が上昇しているという状況ですが、おおむね同じ割合となっておりまして、短時間労働者に至っては全く同じ割合となっております。

一般労働者について、割合がやや違うということですので、金額的にどれくらい違うのかというところを見たのが一番最後の24ページです。色が変わっているところだけ、令和

2年の特定の産業について400円違うということですが、それ以外の区分では全て全く同じ状況となっておりますので、所定内給与の要件を外したとしましても、結果に大きな影響はないという状況であり、集計要件につきましては、令和8年度の調査から撤廃するという形にさせていただきたいと考えております。

長くなりましたが、私の方からは以上とさせていただきます。

○椿委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あればよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

ただ今御説明いただきました統計利用者への情報提供、それから外国人労働者の国籍等の把握や集計事項の充実、それから有効性の検証と社会経済情勢等の変化への対応につきましては、いずれも統計委員会前回答申の指摘に基づいた対応が実施されているものと理解いたしました。

また、所定内給与額要件の撤廃という「集計要件の変更」につきましても、要件が設定された当時と現在とでは働き方などが大きく変化していること、それから実際に令和元年度から令和4年度も含めて時系列的な結果に対する影響ということも見ていただいている。そういう意味で、実態把握とのバランスが取れた適切な変更ではないかというふうに考えます。

要件を変更した以降の結果公表については、変更した旨の説明を併せて行っていただく必要があると考えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

統計委員会に対する前広な情報提供を心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、最後の議題に移ります。

日本銀行では、「全国企業短期経済観測調査」、通称短観の見直し方針を公表し、広く意見を募集しているとのことです。今回はその方針につきまして、統計委員会に情報提供していただくこととなりました。

日本銀行調査統計局の桜経済統計課長、御説明、よろしくお願ひ申し上げます。

○桜日本銀行調査統計局経済統計課長 本日はどうもありがとうございます。日本銀行調査統計局の桜と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしている資料に沿いまして、短観の調査項目の見直し方針について御説明させていただきます。

日本銀行では、短観の調査項目に賃金の改定率を追加するというプロジェクトを進めております。調査方法の検討を開始すること自体は2024年8月に公表しておりましたが、その後、日本銀行では適切な調査方法などを検討するため、2回にわたり予備調査を実施してまいりました。本日は、その結果を踏まえて策定した方針について御説明いたします。

なお、本日御説明する方針については、9月9日に論文という形で日本銀行のホームページに公表しております、10月末まで御意見を募集しているというステータスです。

それでは、お配りしたスライドの3ページまでお進みいただきまして、最初に短観の見

直しとその基本的な考え方について御説明いたします。

日銀の短観につきましては、より世の中の役に立つデータを提供するために、これまでも項目の拡充などの見直しを行ってまいりました。スライドの左側でこれまでの短観の見直しを振り返りますと、2014年3月には「物価見通し」を、2017年3月には「研究開発費」を、2020年3月には「海外関連項目」の調査を開始しております。一方で、調査の追加を行う際には、御協力いただく企業の負担にも配慮しまして、相対的にニーズの低い調査項目の廃止なども行ってまいりました。

続きまして、4ページ、今回の見直しで「賃金改定率」を導入する背景です。

日本には既に幾つかの賃金統計がありますが、短観で賃金調査を導入すれば、こうした既存の賃金統計を補完し得る有益なデータを提供できるのではないかと考えております。特に我々としましては、経済情勢の判断に資するため、マクロの賃金動向を把握できるデータを作成したいというふうに考えております。

短観で賃金を調査するメリットにつきまして下の表にまとめてあります。まず、短観は1か月の調査期間の後、速やかに公表されるという点で、比較的速報性が高い統計と考えております。また、全国約9,000社を対象としておりますが、調査対象企業の御協力もありまして高い回答率を維持しております。適切な調査設計を行えば、賃金動向をタイムリーに高い精度で把握し得るのではないかというふうに考えております。また、短観においては賃金の予測値に関する調査が可能である点ですとか、ほかの調査項目、例えば経常利益などの年度計画と整合的な形で賃金動向を分析できるようなデータを提供できるという点も有益になり得るのではないかと考えております。

スライド5ページで、予備調査について御説明いたします。

賃金の動向、マクロの賃金動向について調査を行う場合、項目の定義ですか回答形式などについては複数の候補が考えられます。例えば、表の上段にありますが、賃金の定義について、ペア率とするか、ペア+定昇とするか、所定内給与の改定率とするかなど複数の項目が考えられますし、集計範囲につきましても、正社員とするか、雇用者とするかの判断があり得ます。また、先行きについて調査する場合、翌年度までの調査とするか、3年後、5年後といった長めの見通しを聞くかが論点となり得ます。最後に、回答形式につきましても、数字を御記入いただくか、選択肢から選んでいただくかなど、複数の方法があります。

こうした下で、効果的な調査方法を確認するため、2024年9月と2025年6月の2回にわたりまして予備調査を実施しました。各回につきまして、それぞれ約1,500社の短観調査先に御協力を依頼しておりまして、具体的にはこの1,500先を7つのグループに分けまして、グループごとに異なる調査表を用いて調査を行うことで、どのような調査方法が最も効果的かを検討したということです。

スライドの6ページに移りまして、予備調査を踏まえた検討の結果、今回の短観の項目見直しはスライド6の方針で進めたいというふうに考えております。検討の過程は後ほど御説明いたします。

まず、調査項目ですが、正社員1人当たりの所定内給与の改定率といたします。調査対

象につきましては、幅広い企業をカバーするため、全国短観先、金融機関を含めて調査を行う方針です。調査につきましては、6月と12月の年2回行う方向であり、こちらは既存の調査項目であります新卒者の採用状況と同じタイミングで調査を行う予定です。毎回、2年度分のデータを調査いたします。回答形式につきましては、既に調査を行っている「企業の物価見通し」と同様、レンジ選択方式とします。

こちらにつきましては、次のスライドにお送りいただきまして、調査表イメージを御覧いただければと思います。下の方に選択肢がありますが、下は「-4%程度以下」から、上は「+10%程度以上」まで、1%刻みで15個の選択肢を用意しております。この中から各年度の賃金上昇率を選択して回答していただくという形を想定しております。

それでは、スライド8ページ以降で予備調査を踏まえてどのように「賃金改定率」の調査設計を検討したかについて御説明いたします。なお、予備調査の結果、賃金の上昇率が今回何%だったのかということについては公表しておりません。予備調査は限られたサンプルで実施しております、統計としての精度は保証できませんので、このタイミングで結果を公表することは適切ではないと考えております。

それでは、スライド9ページです。

まずは、調査項目の定義について御説明します。予備調査では、ベア率を調査するか、ベア+定昇とするか、あるいは所定内給与の上昇率を調査するかについて検討しました。左側のグラフは、2024年9月に行った予備調査において、2025年度の賃金の予測を調査した際の有効回答率です。結果を見ますと、ベアやベア+定昇については、大企業を中心に十分な回答率の確保は困難であるということが分かりました。調査先からは、ベアや定昇につきまして、機密保持の観点から労働組合との妥結前の回答はできないとか、職務・成果に応じた昇給制度や年俸制のため定義と整合的な回答はできないといったような声が聞かれました。こちらを受けまして、ベアや定昇については調査を取りやめることにしました。

これに対して、右側の所定内給与の上昇率につきましては、こうした声は限定的でした。調査範囲ですが、調査先からは雇用者全体よりも正社員を対象とする方が答えやすいという声も聞かれました。また、この点について、我々としてもマクロで見た賃金動向を把握する観点では、正規社員、非正規社員の構成比の変化で平均値が変動するよりも、ある程度、属性を絞って、正社員の賃金動向を追った方が有益なデータを提供し得るのではないかと考えております。

以上の検討を踏まえまして、本調査では、正社員1人当たりの所定内給与を採用する方針です。

なお、左側のグラフの回答率ですが、実質有効回答率50%程度ということで、こちらは必ずしも高くはありませんが、これについては、まず、9月時点での翌年度の予測値を調査するということの難しさを反映している可能性があるのかなと考えております。実際の本調査では、翌年度予測の初回調査は12月に行いますので、もう少し回答率は上がるのではないかと考えています。また、予備調査では、あくまで自然体でフィージビリティーを確認しております、私ども定例短観で行っているような未回答の企業にヒアリングをして

回答をお願いするといったようなことは行っておりません。実際の調査では未回答の企業に対するヒアリングなどを行っていきますので、もう少し回答率は高まるのではないかと思っています。

続きまして、スライド 10 で調査の期間です。賃金の先行きについて、中長期の期待上昇率を調査するということも有益である可能性がありますので、「翌年度」のほか、3 年後、5 年後の賃金上昇率に関する調査も行いました。もっとも、グラフにありますとおり、3 年後、5 年後の賃金上昇率につきましては十分な回答率が得られず、ヒアリングでも調査先から 3 年後、5 年後は根拠を持って答えられないといった声が多く聞かれました。このため、先行きについては翌年度までにとどめることが適当と判断しております。

続きまして、スライド 11 ですが、選択肢の形式です。この点につきましては、2024 年 9 月に実施した予備調査におきまして、先ほど御説明したレンジ選択形式、15 択の形式のほか、回答欄に数字を直接記入していただく数値記入方式、それからスライドの右下にありますが、賃上げ率が前年を上回るか、前年並みか、下回るか、三択形式の 3 種類を検討いたしました。

まず、グラフの左側ですが、実績値に近い値が回答可能であろうと考えられた当年度、すなわち、2024 年度につきましては、レンジ選択方式のほかに数値記入方式、数値を御記入していただく形式で調査を行いました。結果を見ますと、いずれも有効回答率は七、八割程度で大きな差は見られませんでした。先ほど申し上げましたとおり、予備調査時点では自然体で回収を行っておりますが、実務ではヒアリングなどを通じて、より積極的に回答をお願いしていくことになろうと思っております。こうしたケースでは選択肢から御回答いただく方が数値で回答いただくよりもハードルは低く、御回答が得られやすいのではないかと考えております。

また、グラフの右側、2025 年度、翌年度の方ですが、こちらは精緻な回答が難しいと考えられましたので、数値を直接御記入していただく方式は検討せず、レンジ選択と三択の調査を行いました。結果を見ますと、いずれの方式でも回答率に顕著な差は見られませんでした。フィージビリティーに大きな差がないということを前提にしますと、定量的な情報を得られるレンジ選択形式を採用した方がユーザーにとっての利便性は高いと考えられます。

以上の議論を踏まえまして、いずれの年度についてもレンジ選択形式で調査を行う方針としております。

なお、選択肢の範囲ですが、過去の所定内給与の推移などを踏まえて、上限は前年比「+10% 程度以上」、下限は「-4% 程度以下」とする 15 択としました。予備調査では上限を「+8% 程度以上」とするパターンを試しましたが、8% 以上の選択肢を選ぶ回答者がやや多く見られましたので、分布の裾野全体を捉えるためには 10% 程度までの選択肢が必要というふうに考えております。

続きまして、スライド 12 ページで、調査時期と回答対象年度です。賃金の動向をタイムリーに把握したいというニーズはある一方で、回答負担にも配慮する必要があり、特に年度単位で改定されることの多い正社員の所定内賃金の動向について、頻繁な調査を行えば、回答負担増のデメリットも大きくなると考えております。こうした点も踏まえまして、調

査時期は年2回、6月と12月として、1つの年度の計数について4回の調査を行う方針です。

例えば、左の図にありますが、2025年度計数については、2024年12月に翌年度予測として初回の調査を行い、その後、6か月置きに調査を行って、最終的に2026年6月に実績値として調査するということを考えております。短観ではこうした調査方法は一般的であり、売上高ですか設備投資などの項目についても、一つの年度の計数を複数回調査しております。例えば、設備投資では初回調査から実績まで回答がどのように修正されていくかという平均的なパターン、いわゆる統計の癖が存在しておりますので、こうした修正パターンを前提にすることで、より的確にデータを読み解くことができるようになっております。賃金について、こうした修正パターンが存在するのかといった点についても、データを蓄積しながら検証していくことになろうと考えております。

なお、予備調査では2024年度の賃金改定率につきまして、企業がどのタイミングで回答が可能となるかも調査いたしました。結果、右の図ですが、2024年度の所定内給与の前年比について、2024年3月短観時点での回答可能であるという企業は、折れ線グラフですが、1割以下にとどまりました。一方で、2024年6月短観時期には5割程度まで上昇することが分かりました。また、棒グラフの方を見ますと、青い棒グラフの中小企業では、回答可能となる時期を2024年10月以降とする先も多いことが分かりました。こうした点を踏まえますと、6月短観の当年度計画では相応に高い統計精度が期待できるほか、12月短観では中小企業を含めて精度が高まると考えられます。

なお賃金改定率の調査開始後、12月短観で翌年度の予測を初めて調査するわけですが、この時点でどの程度の精度の計数が得られるかにつきましては、実際の調査でデータを蓄積して修正パターンを確認しつつ、見極めていくことが必要と考えております。

続きまして、スライド13で公表形式です。短観では2日間に分けて公表を行っております、1日目の朝に公表される「概要」では、ある程度、大まかな区分でデータを公表しております。賃金につきましても、この段階では、規模別かつ製造業、非製造業別という程度の大まかな区分で平均値を公表する予定です。一方、2日目の朝に公表される「全容」では、ほかの項目と同様、規模別、個別業種別の詳細なデータを公表する方針です。平均値のほか、有効回答社数や選択肢別社数構成比を公表いたします。

なお、上の枠囲みに書いてありますが、個別業種レベルでは、選択肢別社数構成比は公表しない方針しております。こちらは選択肢の個数が多い下で、調査対象企業数が少ない業種・規模の組合せについて詳細な分布を開示しますと、回答している個社の特定につながるおそれがあるというふうに考えているためです。

続きまして、スライド14ページです。賃金改定率に関する説明は以上ですが、次に廃止項目について御説明します。

企業の回答負担軽減のため、2つの判断項目、すなわち製商品在庫水準と製商品流通在庫水準を廃止する予定です。これらの項目の廃止は、ほかの項目と比べて相対的に注目度が低く、ユーザーニーズが低いと考えられる点が主な理由です。

なお、その他の統計、鉱工業指数や法人企業統計におきましても在庫に関する調査は行

われており、類似情報を入手することも可能と考えております。

最後に、スライド 15 でスケジュールについて御説明いたします。9月9日に短観の見直しに係る調査論文を公表いたしましたが、10月末にかけてコメントを募集することとしております。その後、来年にかけまして、調査方法のブラッシュアップを行い、最終案を取りまとめる予定です。この間、並行いたしまして、今回の見直しの方針に沿いまして短観調査のシステムを改修していくという作業を行ってまいります。ややこのシステムの改修に時間がかかります関係で、新しい方式での調査の開始は 2027 年度になることを見込んでおります。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○椿委員長 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問あるいはコメント等あればよろしくお願い申し上げます。福田委員、お願いします。

○福田委員 改革自体は私も賛成ですが、廃止項目に関して 1 点だけコメントさせていただきたいと思います。

法人企業統計等があるから問題ないという御説明でしたが、リアルタイムデータという観点からすると、日銀の短観というのは非常に重要なタイミングで公表されています。在庫に関しても、リアルタイムデータとして公表が重要であるということはとは認識していただく必要はあると思います。

具体的に言うと、公表の順位としては、四半期データですが、法人企業予測調査というのが財務省から最初に公表されて、その次に日銀の短観が公表されて、そして法人企業統計というのが公表される、こういう順番になっているわけです。また、その間で G D P の 1 次 Q E というのが発表されます。それは法人企業統計の結果には間に合わなくて発表されることになります。そして、2 次 Q E が法人企業統計を基に発表されるということになっているわけあります。ただ、1 次 Q E と 2 次 Q E はかなり変更されることがしばしば多いということも知られていて、かつ、その大きな要因の一つが在庫の把握であるということもよく知られていることがあります。そういう意味では、日銀の短観は直接的には 1 次 Q E の作成には使われていないわけですが、日銀の短観を知ることによって 2 次 Q E の改定がどれぐらいになるかということに関して極めて重要な情報を提供しているというふうに私は理解しています。事後的には例えば法人企業統計を見れば分かるじゃないかというのはそのとおりですが、リアルタイムにデータを見ている人にとっては非常に重要な統計だということは申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○椿委員長 福田委員、ありがとうございました。

何か日本銀行の方でありますでしょうか。

○桜日本銀行調査統計局経済統計課長 どうもありがとうございます。

まず、賃金の改定率の調査に関しましては、それなりに負担の重い調査であるというふうに認識しております。我々としては、調査先の御納得をいただくために、御理解いただきるために何らかの項目は廃止せざるを得ず、現時点では在庫 D I の廃止についてはやむを

得ないものというふうに考えておりますが、一方で先ほど申し上げたとおり、現在、パブリックコメントを受けさせていただいている期間ですので、その間にいただいたコメント等も併せて検討させていただければというふうに考えております。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

菅委員。

○菅委員 調査表のイメージを拝見して、一つだけ教えていただければと思います。まだ決まってないという計数は、これを見ると、回答不可の選択肢は用意しないと、そうすると、本当に決まっていないときはどうするのだろうというのを一つだけ教えていただきたいのです。

○桜日本銀行調査統計局経済統計課長 ありがとうございます。

今の短観でもそうですが、分からぬ場合には空欄でお答えいただくことになりますので、調査表が空欄で返ってくるということになるかと思います。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。

今回は短観の見直しとして、「賃金改定率」を新設する一方、「製商品の在庫水準」並びに「製商品流通在庫水準」は廃止する方針である旨、御説明いただきました。金融経済構造の変化に対応して、景気や企業の動向を適切に把握するために調査項目を拡充するというのは、経済統計として非常に重要なことと考えます。一方で、調査の効率化や報告者の負担軽減というお話があったところの観点も重要で、両者を同時に実現するのは必ずしも容易なことではないと推察しました。

先ほど福田委員からも御意見ありましたが、現在、意見を募集されているところと伺いました。本日の統計委員会委員の御意見も含めて、様々な御意見を踏まえながら、今後も短観の見直しに向けて不斷に取り組まれることを期待したいと存じます。

本日は詳細な説明をありがとうございました。また、統計委員の先生方も、パブコメに関する意見徵収中ですので、この委員会の後でまたそういうようなことがあれば、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○桜日本銀行調査統計局経済統計課長 ありがとうございました。

○椿委員長 それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。長時間にわたりかなり多くの案件を御審議いただいたこと、感謝申し上げます。

本日の議事録は、委員に確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

今回、令和5年10月から始まった今期、第9期の統計委員会の審議は最後となります。皆様の活発な御審議と円滑な審議進行への御協力に委員長として心から感謝申し上げたいと思います。

事務局から一言、御挨拶があるそうですので、よろしくお願ひいたします。

○北川総務省政策統括官（統計制度担当） 事務局からですが、第9期の最後に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

委員長をはじめ委員の皆様には、実に熱心に御審議いただきまして、公的統計の発展に多大なる御尽力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

今後、ますますA Iやデータというものが社会を動かしていく中で、ますます重要性を増していくと思われます公的統計の整備、発展に向けまして、委員の皆様からいただきました多くの貴重な御意見、御示唆、御指摘を十分に生かしまして、行政として一層の注力をしてまいりたいと考えますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第です。

最後に、これまでの多大なる御尽力いただきましたこと、誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

私からも最後に一言、申し上げたいと存じます。

まさに先ほど申し上げましたが、第9期では様々な議論ができたこと、統計委員会の中で第8期における基本計画というものを我々作ってきたわけですが、それがドウのステージになった、力強くなったということについては、この統計委員会の2年間の議論の中で多くのことができたと私も考えております。統計委員会からすると、第1期から問題になっていたサービス統計の基幹統計についても、決着が着いてきた。それから、農水の統計の多くの諮問、答申がありましたが、それについても真摯に対応いただいた、統計委員会自体の役割というものを明確に果たしていただいたのではないかと感じているところです。

先ほどもありましたが、統計の中では実はDX化、DXの統計と統計のDXについて、先ほどちょっと申し上げましたが、第8期のときにDXの統計はなかなか精度が出ないということで後退することを判断し、統計委員会として認めたということで、これは何らかの形で今後対応しなければいけない。今日も清原委員から適切な取りまとめと将来性の方向を出していただいたことは大変ありがたいことだと思います。この点については、これから統計委員会の中でも主要な議題となってくるのではないかと思ったところです。

それ以外にも、統計委員会の基本計画の中で、第8期、私が統計委員長になった早々のお正月休みをほとんど清原委員や菅委員と一緒にやってということでいろいろな品質問題と、その後の取りまとめも含めて大変印象的なことが多かったのですが、それに関しても、統計作成プロセス部会を中心にして、実際に各府省に対する品質診断というものが出てきている。もちろん、最終的には各府省が自律的に対応して、自らの手でクオリティー・マネジメントを推進していただければ、遠い将来、ああいう時代にはかなり厳しい診断もありましたねということになるかもしれません、そういうことが着実に出てきて、日本の公的統計の世界の中で、トータル・クオリティー・マネジメントといった活動が緒に就いたということも、第9期の私の非常に印象的なテーマがありました。

統計委員会自体は、国民経済計算の中で、SUT体系というものに対してどういうふうに扱うかということ、これは、かなり大きな課題となっているわけですが、今日の部会報告も含めて、一步一步、それが前進していくこと。第8期はプランのことが多かったので

ですが、第9期はドゥという形でうまく進んできたのではないかというふうに考えているところです。

こういうことが実現できたことに関しては、各府省の統計部局、今日、日銀も見えていますが、日銀も含めいろいろな部局の自律的かつ建設的な議論があり、それが統計委員会の方に諮問という形で現れてきた。そういうことが着実にできているということ、これは統計委員会から各府省の担当の皆さん、統計を作っていらっしゃる皆様方、実は地方も含めて統計は非常に大きな貢献しておりますが、統計を作っていただいている皆様方に心から感謝申し上げたいと思います。

また、統計委員会の適切な運営に関しては、北川政策統括官からも御感謝いただきましたが、統計委員会担当室も含めて、多くの方々がこの議事を支えていただいていたこともあります。ここに心から感謝申し上げます。

最後になりましたが、統計委員会の委員、臨時委員、専門委員の皆様方のますますの御発展と、それから日本の公的統計が第10期も含めてまた発展していくこと、国民の信頼を得て、健全な統計というものが日本でこれからも発展していくということを祈りたいと思います。

第9期の統計委員会はこれで終了させていただきますが、是非、第10期以降も非常に活発な議論ができるることを期待したいと思います。

本日は御参集いただきまして、どうもありがとうございました。